

共通対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、徳島県の地域に係る災害対策に関し、防災に万全を期するため、次の事項について定める。

- 1 県の区域を管轄する指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及びその他の災害予防の計画
- 3 災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 地勢、地質及び気象

第1 地勢

本県は山地が多く、全面積4,147.00平方キロメートルのおよそ8割を占めている。1,000メートルを越える山も数多い。県内の最も高い山は四国山地中の剣山で、標高1,955メートル、四国第2の高山である。この剣山を中心とした剣山地は県を南北に分ける分水嶺で、その北方を流れる吉野川は水源を遠く高知県に発し、本県に入って大歩危・小歩危の深い峡谷を作り、三好市池田町から東に転じ、東流するにしたがって広く、くさび形の徳島平野を作っている。

吉野川の北、讃岐山脈は一般に低く、山麓は扇状地が発達し、土地は高く、吉野川下流の低地は勝浦川及び那賀川下流の低地と共に広く水田地帯となっている。分水嶺の南斜面山地は豊富な森林地帯となっており、広い平地は少なく、阿南市以南では山地が直接海にせまった岩石海岸で、東北の砂浜海岸とは著しい対照をなし、海は深く、港湾として適当な地形をもっている。

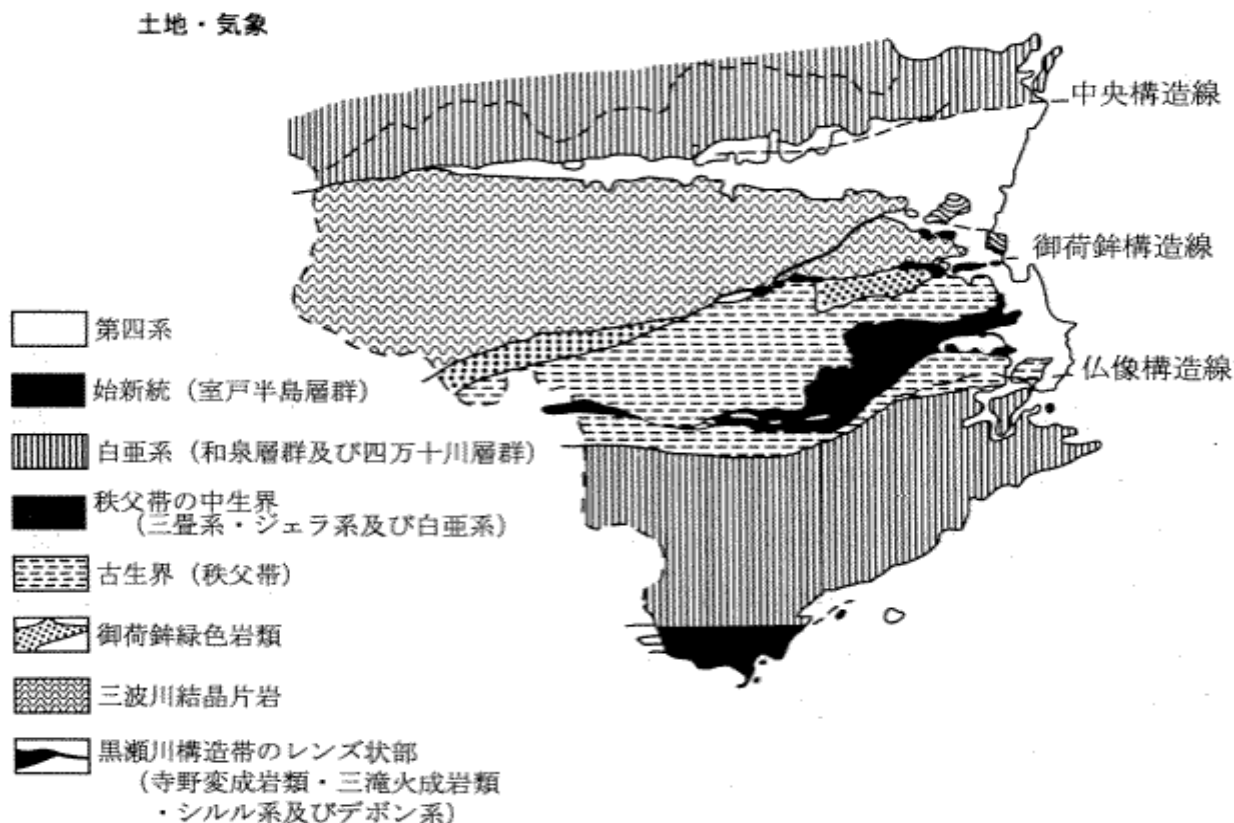
第2 地質

徳島県は和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられ、各帯はこの順に北から南へ配列している。和泉帯は阿讃山脈に沿って東西に延びており、上部白亜系の和泉層群が分布している。この南縁には西南日本内帯と外帯を境する中央構造線が走っており、吉野川北岸に沿ってその露頭がみられる。和泉層群は厚い砂岩層、砂岩泥岩互層、泥岩層よりなっている。阿讃山脈の南麓には洪積世の扇状地が発達している。

三波川帯は四国山地北斜面にあたり、緑色片岩、石英片岩、黒色片岩、砂質片岩等よりなる。古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩である。大歩危付近には砂質片岩が露出し、その一部は学術上極めて貴重な礫岩片岩をはさんでいる。三波川帯の南縁には御荷鉾構造線が走り、これに沿って御荷鉾緑色岩類が分布している。三波川帯には地すべり地が多く、特に御荷鉾構造線に沿う地帯には地すべり地が密集している。

秩父帯は四国山地南斜面（勝浦川・那賀川流域）にあたる。シルリア紀一二畳紀のいわゆる秩父古生層が広く分布し、厚い石灰岩をはさんでいる。これら古生界の間には中生界（三畳紀、ジュラ紀、白亜紀）が分布しており、勝浦川地域では白亜系の化石が、那賀川流域では三畳系の化石が多数産出し、学術上貴重である。

四万十帯是那賀川以南の海部山地にあたり、白亜系、古第三系が分布している。化石に乏しい砂岩泥岩互層、砂岩層よりなっている。



第3 気象

徳島県は、四国山地の北側と南側で大きく2つの気候区に大別される。北部は典型的な瀬戸内気候に属し、温暖で全国的に見て少雨地域の部類である。一方、南部は典型的な太平洋気候に属し、四国山地の南東斜面を中心とした山地は、日本でも有数の多雨地域で台風や梅雨、秋雨の季節には記録的な降水量になることがある。また県内は面積の約8割を山地が占めており、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きく、冬場には大雪による雪害が発生することもある。このような複雑な気象特性から、自然災害の影響を受けやすい地域となっている。

1991年から2020年に観測された、徳島県内各地の年平均降水量で、木頭（きとう）観測所・海陽（かいよう）観測所・福原旭（ふくはらあさひ）観測所で3000mm以上となっている。一方、最も少ないのは剣山（つるぎさん）の北側の穴吹（あなぶき）および池田（いけだ）観測所で約1500mmとなっている。剣山系を境として、県北部の降水量は県南部の多いところのおよそ半分となっている。雨の多い年には剣山系南側では、4000mm以上に達することもある。また、雨の少ない年には剣山系北側では、1000mm以下のこともある。

1991年から2020年に観測された、徳島県内各地の年平均気温は、県東部の海岸地方では約17℃で、県西部の山沿い地方に向かうに従い、次第に低くなる傾向にある。県内の山間部（剣山山頂は除く）

の年平均気温は低いところで約12℃で、沿岸部と比べ5度の差がある。この沿岸部と山間部との月平均気温の差は、夏は小さく、冬は大きくなり、ときには7℃にも達することもある。

第3節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとする。

法	災害対策基本法
(県)本部(長)	(徳島県)災害対策本部(長)
(県)支部(長)	(徳島県)災害対策支部(長)
県現地災害対策本部(長)	徳島県災害対策本部の現地災害対策本部(長)
市町村本部(長)	市町村災害対策本部(長)
本計画	徳島県地域防災計画
市町村計画	市町村地域防災計画
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
避難場所	災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所
避難所	避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第4節 計画の構成

本計画は、県の気象、地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、県内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成するものである。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

1 共通対策編

各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興

2 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

南海トラフ地震（遠地津波を含む）による災害対策

3 地震災害対策（活断層周辺の地震対策）編

活断層周辺地震による災害対策

4 風水害対策編

風水害による災害対策

5 大規模事故等災害対策編

海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災、原子力事故による災害対策

6 資料編

各編に付属する各種資料

第5節 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震津波災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や、地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、県は、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模地震時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

第6節 計画の修正

本計画は、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは、すみやかに修正するものとする。

第7節 市町村計画の作成要領

市町村防災会議は、本計画で市町村が定めるべきものとされた事項については市町村計画においてそれぞれ定めるべきものとする。

第8節 計画の周知徹底

県防災会議の会長は、本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、県の区域を管轄する指定地方

行政機関の長、県及び県内各市町村の長、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他関係者に対し、本計画の周知徹底を図るものとする。

第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、県、県の地域内の各市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）、並びに事業者及び住民が、それぞれ処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。また、市町村、県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

県の区域を管轄する指定地方行政機関は、県の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村等の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また県、市町村及び防災関係機関の防災活動に協力する。

6 災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県、市町村及び防災関係機関の防災活動に協力する。

7 協定締結事業者

県と災害時に関する協定を締結した事業者は、協定内容に応じた防災活動に協力する。

なお、県は、協定締結事業者との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置づけた個別災害対応業務マニュアルの作成に努める。

8 住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存など、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより、防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 徳島県

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示勧告を行う。

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (21) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 市町村

市町村は、県に準じた次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたるものである。

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 市町村地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食糧、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (15) 緊急輸送等の確保
- (16) 災害復旧の実施
- (17) 市町村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (18) 地区防災計画に関する事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局四国警察支局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局及び警察庁との連携
- ウ 管区内防災関係機関との連携
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- オ 警察通信の確保及び統制
- カ 警察災害派遣隊等の運用
- キ 管区内各県警察への津波警報の伝達

(2) 四国行政評価支局（徳島行政監視行政相談センター）

- ア 被災者への生活支援情報の提供
- イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
- ウ 特別行政相談所の開設

(3) 四国総合通信局

- ア 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理

- ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
- エ 災害時における通信機器、移動電源車等の貸出し
- オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議

(4) 四国財務局徳島財務事務所

- ア 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会
- イ 地方公共団体に対する災害融資
- ウ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- エ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

(5) 四国厚生支局

- ア 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整

(6) 徳島労働局

- ア 工場、事業場における労働災害の防止
- イ 被災者に対する早期再就職のあっ旋等
- ウ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

(7) 中国四国農政局

- ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地、農業用施設等の防護
- イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
- ウ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- エ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
- オ 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
- カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導
- キ 応急用食料・物資の供給に関する支援

(8) 四国森林管理局(徳島森林管理署)

- ア 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施
- イ 保安林(国有林)の整備保全
- ウ 災害応急対策用木材(国有林)の供給
- エ 民有林における災害時の応急対策等

(9) 四国経済産業局

- ア 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
- イ 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

(10) 中国四国産業保安監督部四国支部

- ア 電気、ガス事業、高圧ガス、LPガス及び火薬類の保安の確保
- イ 石油コンビナート等の災害防止
- ウ 鉱山における災害の防止
- エ 鉱山における災害時の応急対策

(11) 四国地方整備局

- ア 河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施
- イ 海上の流出油等に対する防除措置
- ウ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣

① 徳島河川国道事務所

- ア 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- イ 水防のための洪水予報（吉野川）、氾濫警戒情報（旧吉野川・今切川）並びに水防警報（吉野川・旧吉野川）及び情報の伝達
- ウ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
- エ 南部自動車道（阿南～徳島沖洲）の整備と維持管理
- オ 南部自動車道（阿南～徳島沖洲）の災害復旧
- カ 国道（11、28、32、55、192号）の直轄区間の整備と維持管理
- キ 国道（11、28、32、55、192号）の直轄区間の災害復旧

② 那賀川河川事務所

- ア 那賀川・桑野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- イ 水防のための洪水予報（那賀川）、氾濫警戒情報（派川那賀川・桑野川）並びに水防警報（那賀川・派川那賀川・桑野川）及び情報の伝達
- ウ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
- エ 長安ロダム直轄管理区間（ダム管理区間）の河川管理施設の整備と防災管理

③ 四国山地砂防事務所

- ア 吉野川流域における直轄砂防・地すべり防止施設の整備
- イ 被災直轄砂防・地すべり防止施設の復旧
- ウ 直轄砂防・地すべり防止施設の維持管理

④ 吉野川ダム統合管理事務所

- ア 吉野川直轄管理区間（ダム管理区間）の河川管理施設の整備と防災管理
- イ 吉野川上流ダム群の統合管理
- ウ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）

⑤ 小松島港湾・空港整備事務所

- ア 港湾施設の整備と防災管理
- イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
- ウ 海上の流出油等に対する防除措置
- エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- オ 国有港湾施設・海岸保全施設の災害復旧
- カ 飛行場の災害復旧

キ 海上における緊急輸送の確保

(12) 四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）

- ア 海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- イ 海上における緊急輸送の確保
- ウ 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

(13) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

- ア 陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- イ 陸上における緊急輸送の確保
- ウ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

(14) 徳島空港事務所

- ア 空港及び航空機の保安
- イ 遭難航空機の捜索及び救助
- ウ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保

(15) 国土地理院四国地方測量部

- ア 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
- ウ 地理情報システム活用の支援・協力
- エ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
- オ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
- カ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

(16) 徳島地方气象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(17) 徳島海上保安部

- ア 海上災害の予防
- イ 災害情報の収集・連絡
- ウ 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
- エ 海上における救助、救急及び消火活動

- オ 海上交通の安全確保
- カ 人員、物資等の緊急輸送
- キ 海上における治安、社会秩序の維持
- ク 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

(18) 中国四国地方環境事務所

- ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集・伝達
- ウ 家庭動物の保護等に係る支援

(19) 中国四国防衛局

- ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
- イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

4 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分

(2) 日本銀行

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る措置
- オ 各種措置に関する広報

(3) 日本赤十字社

- ア 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整
- ウ 義援金品の募集配分
- エ ボランティア活動体制の整備

(4) 日本放送協会

- ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
- イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

(5) 西日本高速道路株式会社

- ア 徳島自動車道(鳴門 JCT～井川池田 IC)の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧
- イ 高松自動車道(鳴門 IC～引田 IC)の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧

(6) 独立行政法人国立病院機構

- ア 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
- イ 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
- ウ 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報
- エ 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

(7) 独立行政法人水資源機構

- ア 所管ダム施設の操作と防災管理
- イ 旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び鍋川閘門施設の操作と防災管理
- ウ 緊急事態における情報の提供
- エ 被災公共土木施設(特定施設)の復旧

(8) 本州四国連絡高速道路株式会社

- 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)の津名一宮 IC～鳴門 IC間の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧

(9) 四国旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全
- イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
- ウ 災害時における旅客の安全確保

(10) NTT西日本株式会社及び株式会社NTTドコモ

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(11) 日本通運株式会社

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(12) 福山通運株式会社

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(13) 佐川急便株式会社

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(14) ヤマト運輸株式会社

貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(15) 西濃運輸株式会社

貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(16) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

- ア 電力施設等の防災管理
- イ 電力供給
- ウ 被害施設の応急対策及び災害復旧

(17) KDD I 株式会社

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(18) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(19) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

災害時における物資の調達・供給確保

(20) イオン株式会社

- ア 災害時における物資の調達・供給確保
- イ 災害時における被災者への支援・災害関連情報の提供

(21) 楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(22) 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

- ア 被災者への支援、被災者のニーズや課題への対応
- イ NPO等の支援団体の受入れ

5 指定地方公共機関

(1) 四国ガス株式会社

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

- (2) 四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島
 - ア 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
 - イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

- (3) 一般社団法人徳島県バス協会
 - ア バスによる避難者の輸送の協力
 - イ バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送

- (4) 一般社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社
 - ア 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

- (5) 土地改良区
 - ア 農業用施設の整備及び管理
 - イ たん水の防排除施設の整備及び活動
 - ウ 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検

- (6) 一般社団法人徳島県医師会
 - ア 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施

- (7) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
 - ア LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

- (8) 阿佐海岸鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設等の保全
 - イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
 - ウ 災害時における旅客の安全確保

- (9) 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
 - ア ボランティア活動体制の整備
 - イ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

- (10) 公益社団法人徳島県看護協会
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 避難所における避難者の健康対策

- (11) 一般社団法人徳島県助産師会
 - ア 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
 - イ 避難所における避難者の健康対策

(12) 一般社団法人徳島県歯科医師会

- ア 災害時における歯科医療救護の実施
- イ 避難所等における被災者の災害歯科保健医療
- ウ 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

(13) 一般社団法人徳島県建設業協会

- ア 災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること
- イ 災害時における道路啓開の実施に関すること

(14) 徳島県石油商業組合

災害時におけるガソリン等燃料の供給及び斡旋

6 自衛隊

(1) 陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 県・市町村が実施する防災訓練への協力
- ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
- エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

(2) 海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第24航空隊

- ア 情報収集
- イ 主として航空機による人命救助
- ウ 救援物資の空輸
- エ その他災害対策

7 その他

(1) 水防管理団体

- ア 水防施設資材の整備
- イ 水防計画の策定及び水防訓練
- ウ 水防活動

(2) 徳島県水難救済会

- ア 船舶による災害救助に必要な生活必需品等の輸送協力
- イ 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送協力
- ウ その他必要とする船舶による応援支援協力